

- 医療保険
 - ・ 国民皆保険
 - ・ 公的医療保険の仕組み
 - ・ 保険診療の範囲
 - ・ 高額療養費制度
(cf. <http://www.cancernet.jp/kougaku/>)
 - ・ 混合診療問題・保険外併用診療

- 公費医療制度
 - ・ 国家補償
 - ・ 社会防衛
 - ・ 社会福祉
 - ・ 難病対策
 - ・ 自立支援医療

- 近年の潮流:外国人医療等

■ 医療保障は社会保障 (social security) の1つ

- ・ 病気、怪我、出産、障害、死亡、老齢、失業など、生活上の問題によって発生しうる貧困を予防し、貧困者を救い、生活を安定させるために行う
- ・ 医療の他、年金と介護が主(他に生活保護、福祉等)
- ・ 具体的な方法として所得移転や社会サービス給付。費用の貢献かたは保険方式と税方式がある。国民から保険料を徴収して国民に支給するのが社会保険で、原則として互助の制度。税によるのは公助(英国 NHS 等)。

■ 社会保険(民間の保険は個人が市場を介して行うリスクヘッジなので社会保険ではない)

- ・ 医療保険:海外ではドイツで 1883 年誕生
- ・ 年金保険:ドイツで 1889 年成立。当時公費負担は 1/3。
- ・ 労災保険:ドイツで 1884 年成立。費用は全額雇用主負担
- ・ 雇用保険
- ・ 介護保険

国民皆保険

- 1961 年~「全ての国民が医療を受けられるよう、何らかの制度への加入を義務付け」
- 被用者保険(健康保険法等)、国民健康保険(国民健康保険法)、後期高齢者医療(長寿医療ともいう。高齢者医療確保法)からなる
- 保険診療は政府が定めた公定価格(診療点数表)で行われ、患者の自己負担は一部で済む
- 国保の保険料滞納で保険証を取り上げられて無保険になる人が増加し問題
- 民間の保険(損保、生保、傷害疾病定額保険)は、保険法(平成 20 年 6 月 6 日法律第五六号)により規定されており、別の枠組み

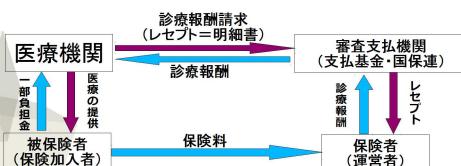
<http://law.e-gov.go.jp/announce/H20HO056.html>

公的医療保険のいろいろ

| 制度 | 主な法律 | 被保険者(主な加入者・対象者) | 保険者(運営者) | 家族を含む人数(千) |
|-------------------|----------|---|-------------------|--------------|
| 被用者保険 | 船員保険 | 船員保険法(1939 年~) | 船員 | 全国健康保険協会 144 |
| | 協会けんぽ | 健康保険法(1926 年~) http://law.e-gov.go.jp/htmldata/T11/T11HO070.html | 中小事業所従業員 | 34,705 |
| | 日雇健保 | | 日雇い・臨時雇い | 17 |
| | 健保組合 | | 大企業従業員 | 30,337 |
| | 共済組合 | 地方公務員等共済組合法 国家公務員共済組合法 | 公務員、私学職員 私学事業団 | 9,023 |
| | 自衛官 | 防衛省職員給与法 | 自衛官制服組本人 防衛省 | 230 |
| 国民健康保険 | 市町村国保 | 国民健康保険法(1938 年~) | 自営業、無職等 市区町村 | 35,970 |
| | 国保組合 | | 開業医、税理士等 国保組合 | 3,522 |
| 後期高齢者医療制度(長寿医療制度) | 高齢者医療確保法 | 75 歳以上 + 65 歳以上障害あり | 広域連合 | 13,458 |

公的医療保険の仕組み

- 患者(=被保険者)は医療機関から医療の提供を受ける
- 対価の流れは2つ
 - ・ 一部は直接自己負担
 - ・ 残りは間接的
 - 被保険者→保険者: 保険料
 - 医療機関→審査支払機関による審査→保険者: 診療報酬請求(レセプト)
 - 保険者→審査支払機関→医療機関: 診療報酬
- レセプトはオンラインで処理する方向
- 診療報酬は中医協(中央社会保険医療協議会)が決定



先進諸国の診療報酬支払い方式

| 国名 | 診療所・開業医 | 病院 |
|---------------|---|--|
| 米国 (メディケア) | 出来高払い制(診療報酬点数表に基づいて支払う、RBRVS 方式: 医師の各診療行為の価値を、当該行為に使用した資源量に応じて評価し、結果を点数化) | DRG-PPS 方式(疾患別定額払い制: 入院患者の分類に従い、予め定めた額を支払う) |
| 英国 | 登録人頭制(登録患者数に応じて支払う) + 基本診療手当(各種加算あり) 別途診療所借料等の補助あり | NHS (National Health Service) 病院トラストは、保健当局との契約に基づき支払いを受ける |
| ドイツ | 総額請負制(保険医協会が保険診療を一括請負、費用は保険者から一括支払。個々の医師は医師会から点数表に基づき出来高払いで配分) | 入院費用は、特定の療養は1件当たり包括払い、包括払いにならない給付は1人1日定額の診療料別療養費+基礎療養費 建物等へは州から別途補助 |
| フランス | 出来高払い制(毎年国会で決められた医療費の伸びの枠内で、全国医療金庫と医師組合が協約を締結。枠を超えた次年度減額または払い戻し) | 公的病院は総枠予算制、私的病院は痴呆疾病保険金庫と各病院の契約により1人1日当たり定額のホスピタルフィー+全国協約方式のドクターフィー |
| 日本 | 出来高払い制(各診療行為についてそれぞれ評価、合計額を診療報酬として支払い) 一部包括払い方式 | 外来は診療所・開業医と同じ。入院は療養環境、看護及び医学的管理費用は患者1人当たりの定額払い。手術料等は原則として出来高払い、特定の病棟は入院基本料+技術料を特定入院料として包括払い。 一部の病院では診断郡分類別包括評価(DPC)が導入されている |

* 出典: 社会保障国民会議資料から、真野(2012)『入門 医療政策: 誰が決めるか、何を目指すのか』中公新書、pp.19 のまとめ

レセプトオンライン化義務づけ問題

- 厚生労働省令「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」(平成18年4月10日保総発第0410001号)により義務づけ
- 平成20年5月1日「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」一部変更
一診療所については期限緩和されたが方向性は不变
- 日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会が共同で反対声明(平成20年10月)
- 「営業の自由を侵害し、情報漏洩の危険性があるほか、法律による改正ではなく、省令改正で診療報酬請求権に制限を設けるのは違憲」神奈川県中心35都府県の医師・歯科医師961人が国を相手に2009年1月21日、横浜地裁に提訴。
- 2009年5月8日厚生労働省令110号で、5月10日時点でオンライン請求できないものについて1年内だが義務化延期
- 2011年11月省令で、(1)オンライン以外の電子媒体による請求可、(2)従来紙だった診療所や高齢の医療者では紙でも可、オンライン化は努力義務、と大きく緩和。中医協委員に日本医師会代表が復帰したから?
- <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshos/iryouseido01/info02g-19.html>

中央社会保険医療協議会(中医協)

- <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008ffd.html>
- 厚生労働大臣の諮問機関
- 委員は大臣により指名される(基本は以下3者)
 - ・医療提供者:医師、歯科医師、薬剤師のみ
 - ・保険料を支払い医療を受ける立場
 - ・公益の立場の専門家:たいていの場合、大学の医療経済学の教授
- 看護師代表は専門委員としては出席しているが、提供者側ではない。診療報酬に看護行為に関する直接的報酬が設定されていないため(もちろん入院基本料などにははっきりと反映されているが、基本的に診療報酬はチームとしてなされた「医療行為」に支払われるもので、個人の役割の積み上げで支払われるものではないため)
- 現在の診療報酬は、出来高加算方式と包括算定方式(DPC)の組み合わせ

保険診療の範囲

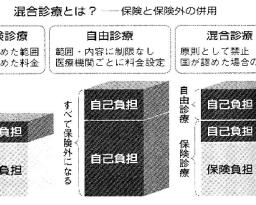
保険診療の守備範囲



(出典:読売新聞大阪本社(2011)『大事典:これでわかる! 医療のしくみ』中公新書ラクレ)

混合診療問題

- 国が認めた「保険外併用診療」以外は1つの病気について自由診療と保険診療を併用することはできない
 - ・小泉政権時に解禁論高まり
 - ・安全性がおろそかになる、新治療法が保険適用になるのが却って遅れる、などの問題が指摘され解禁されず
- 保険外併用診療(地方厚生局への届出・報告要)
 - ・評価療養:将来の保険導入を検討(先進医療、治験に伴う診療、医療機器の適応外使用等)
 - ・選定療養:患者の希望により選択(差額ベッド、時間外診療、紹介状なしの特定機能病院初診等)



(出典:読売新聞大阪本社(2011)『大事典:これでわかる! 医療のしくみ』中公新書ラクレ)

公費医療制度

医療費の主な公費負担制度(国レベルのもの)

| 法律・制度 | 対象 | 負担額 |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 生活保護受給者人間ドック | 生活保護受給者に配達せり | なし |
| 未認定児童養護法 | 出生2000年以降の未認定児童 | 所得に応じ一部事後負担 |
| 母子保健法 | 母子保健法による対象となる未認定児童 | 所得に応じ一部負担 |
| 初生児健診 | 初生児健診による対象となる未認定児童 | なし |
| 厚生省施設接種医療(児童接種法) | 厚生省施設接種医療(児童接種法) | なし |
| 自立支援医療(障害者自己支援法) | 自立支援医療(障害者自己支援法) | 10% (所得に応じて負担額に上限) |
| 特定疾患治療研究事業 | 指定疾患(精神疾患を除く) | 専門医と2ヶ月、プライオランゲットなど負担なし |
| 小児慢性特疾医療研究事業(小児慢性疾患) | がん・腫瘍疾、小児精神病、せんそくなど11分野 | 所得に応じて負担額に上限 |
| 先天性遺伝疾患子宮症候群等研究事業 | 主夫病(成人) | なし (自ら負担) |
| 肝炎治療特別医療事業 | 重型肝炎・C型肝炎のうち | 10% (所得に応じて負担額に上限) |
| 感染症法 | 感染症による入院 | なし (全額負担) |
| 精神保健福祉法 | 精神保健福祉のための入院 | なし (全額負担) |
| 麻薬及び向精神薬取扱法 | 自傷・他害のおそれのある精神障害者の措置入院 | なし (全額負担) |
| 心神喪失者等の措置法 | 心神喪失者等の措置入院 | なし (全額負担) |
| 被服品者特別扶助法 | 被服品のための入院 | なし (全額負担) |
| 被服品者接種法 | 被服品のための接種 | なし (全額負担) |
| 被服品者生活費対策法 | 被服品による明細負担 | なし (全額負担) |
| 大気汚染による健康被害 | 大気汚染による健康被害 | なし (污染調査者や国が負担) |
| 水質汚染による健康被害 | 水質汚染による健康被害 | なし (污染調査者や国が負担) |
| 右眼鏡・被服品等取扱法 | アスベクトによる取扱 | なし (全額負担) |
| 予防接種法 | 医薬品の副作用、生じた出来事 | 自己負担など事後負担 |
| 医薬品医療機器検査機関登録法 | 医薬品の副作用、生じた出来事 | 自己負担など事後負担 |
| 世帯内因子疾患認定法 | 世帯内因子疾患認定 | 自己負担など経付 |

(出典:読売新聞大阪本社(2011)『大事典:これでわかる! 医療のしくみ』中公新書ラクレ)

近年の潮流

外国人医療

- ・在日外国人増加(2009年末、登録者ベースで200万人以上)
- ・「外国人労働者の受け入れに関する政府の見解等」(1999年閣議決定)→外国人への医療保障を確保する
- ・滞在登録していれば国民健康保険加入可。不法滞在だと国保加入不可。公費医療も制限があって、病院の持ち出しになる可能性あり
- ・労災保険は不法滞在でも使える場合がある

これから社会保障

- (出典:真野俊樹(2012)『入門 医療政策』中公新書, pp.59-61)
- ・普遍主義(公的年金、医療保険だけでなく福祉の対象も国民全ての生活リスクへ)
 - ・最低保障では不十分で、従前生活の保障へ(所得比例型の公的年金が代表的だが、福祉も医療も)
 - ・多様な所得移転の性格や方向(中高所得層→低所得層の垂直移転、中間層間での水平移転、非老齢→老齢の世代間移転、健康者→病弱者、就業者→非就業者等。矛盾あり)
 - ・費用負担における受給者と費用負担者のオーバーラップ
 - ・労働力確保や産業育成などの場の提供。市場も利用。